

小値賀町議会第2回定例会は、平成28年6月17日午後7時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	西		浩	三
副	町	長	谷		良	一
教	育	長	吉	元	勝	信
会	計	者	尾	崎	孝	三
住	民	長	西	村	久	之
福	祉	長	植	村	敏	彦
産	業	監	木	下	誠	子
産	業	長	中	村	慶	幸
建	設	長	蛭	子	晴	市
診	療	長	近	藤		進
教	育	次	前	田	達	也

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成28年6月17日（金曜日） 午後7時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 横山弘藏議員 ・ 宮崎良保議員 ）
- 第 2 会 期 決 定
- 第 3 行 政 報 告
- 第 4 一 般 質 問

## 午後 7 時 00 分開会

**議長（立石隆教）** こんばんは。

ただいまから、平成 28 年小値賀町議会第 2 回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

### 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、6 番・横山弘藏議員、7 番・宮崎良保議員を指名します。

### 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 22 日までの 6 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 22 日までの 6 日間に決定しました。

### 日程第 3、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

**町長（西 浩三）** 皆さん、こんばんは。

本日ここに、平成 28 年小値賀町議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝で全員ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、詳細はお手元に事前にお配りしておりますが、第 1 回定例会 3 月議会からの町政の重要事項について、ご報告させていただきますと共に、併せて当面する諸問題について、所信を申し述べたいと存じます。

その前に、去る 4 月 14 日並びに 16 日に発生した熊本地震でございますが、甚大な被害が発生し、今なお多くの方が避難生活をしておられます。犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対して心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を祈念申し上げます。

この地震に関しましては、小値賀町からは、予備費を充当して熊本県町村会へ 50 万円のお見舞い金を送金しております。また 4 月 27 日から 5 月 3 日まで、長崎県派遣団の一員として総務課職員 1 名を菊池市の方へ応援派遣を行ったと

ころでございます。なお、社会福祉協議会でも募金活動を実施中とのことですので、役場に設置の募金は社協にお願いし、合わせて日赤を通じての募金としたいと考えています。これまでの町民の皆様方のご協力に厚くお礼を申し上げます。

さて、まず国境離島新法ですが、我々の念願が叶い、去る4月20日に開かれた参議院の本会議において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」という、長い法律でございますが、いわゆる「国境離島新法」が可決され、成立をしております。この法律は平成29年から10年間の時限立法ですが、航路航空路運賃の低廉化・輸送コストの低廉化・漁船燃油の低廉化・雇用の確保、この4本柱で構成され、国内の特定有人国境離島地域のうち、長崎県内では5市2町の41の有人離島がこの法律の適用となり、小値賀町では、小値賀本島を含め7つの有人離島が指定されています。まさに国境離島の将来に大きな影響を与える重要な法律であり、小値賀町においても、昨年5月に佐世保市と合同で「新法制定宇久・小値賀総決起大会」を開催し、町議会にも特別委員会を立ち上げていただき、要望活動を一緒に続け、大きな期待を寄せておりましたので、今回の新法の成立は、この上ない喜びであります。また、この国境離島新法の成立に関しましては、谷川弥一自由民主党離島振興特別委員長、その前の特別委員長であります金子原二郎参議院議員をはじめ、小値賀町出身の北村誠吾衆議院議員や、与野党の国会議員の皆様のご絶大なご尽力を賜りましたことに、心より感謝を申し上げます。また、総決起大会後にも、12月にはひげの隊長こと佐藤正久参議院議員や国土交通省の審議官、1月には公明党の遠山晴彦衆議院総務委員長も来島され、成立にご尽力をしていただきました。しかし、この法律は成立したものの、細かな国の方針等はまだ出来ていませんので、どういう形になるのか予想しがたいところでございますけれども、今後は国境離島新法を執行するために必要な来年度予算が十分確保されるよう、議会の皆さんのご協力も得て全力で取り組み、小値賀町の地域振興と町民皆様の暮らしの向上につなげてまいりたいと存じます。

次に世界遺産関係のことですが、準備は怠りなく、現地調査等も職員のご協力のもと、順調に登録に向け進んでいるものと思われていたのですが、3月末になり、イコモスという調査機関から提出済みの推薦書に対し、世界遺産登録を目指すためにはストーリー、物語と申しますか、ストーリーの一部見直しが必要との指摘がありまして、大幅な修正が提案されております。それを受け、日本政府は閣議で推薦をいったん取り下げることと決定し、28年の登録という夢が、実現できませんでした。誠に残念でなりません。その後のことにつきましては、関係者が協議した結果、推薦書を一部修正した上で、今年の国内審査にリベンジ、再挑戦をするということになり、現在、該当の各市や町で、推薦書の内容

の再検討が行われています。その状況を、私の知っている範囲内でお知らせをしますと、小値賀町の場合、従来は野首の教会周辺と、舟森への道路及び集落跡が構成資産となっていました。今回の見直しにより資産の範囲が拡大される可能性があります。範囲の見直しが行われますと、例えば神官屋敷等は野崎島のキリスト教と全島的な神道との共存を示す代表的な資産として位置付けられる可能性があります。このことで特に小値賀町の費用負担が嵩む等の影響はあまりないようですが、いずれにしても今後につきましては、来月、7月に開催予定の国の文化審議会での国内予選に勝ち上がり、平成30年の登録を目指していくこととなりますので、今後とも町民皆様方のご協力の程をよろしく願いを致します。

次に、しまとく通貨についてご報告いたします。25年度から一応3年間を目途に、過疎債を活用した離島活性化対策として実施をしております、このしまとく通貨ですが、小値賀町内でも3年間では約1億円が消費され、かなりの効果はあったものと考えていますが、関係自治体の協議の中で、今年11月から従来の利用方法を電子化するなど、少しやり方を変えて続けていくことになり、このことにつきましては当初予算で計上していたところでございますが、いよいよ実施に向け、町内の関係者への説明会の開催が、現在、計画されています。

九商貨物フェリー「マリンライナー」の佐世保市岸壁使用の件で、4月からの上五島航路の維持が危ぶまれる状況となっており、島民生活に大きな影響が出てまいりました。現在は長崎からの運航で継続してはいますが、生活圏が佐世保である小値賀町民、特に商工業の皆さんにとりましては、佐世保との海上交通、物流は島の生命線でもあり、1事業者しかない貨物航路の脆さが如実に出来たと感じています。継続的な運航に関する事では、政治的にも行政的にも、なかなか妙案が出せないジレンマがありますけれども、具体的なことにつきましては、佐世保市等も含めた関係者との協議を続けて参りたいと考えています。

それでは、これより各担当課の行政報告を致します。

総務課関係では、4月1日付で退職・新規採用者を含め大幅な人事異動を実施し、渡船事業も含めた全ての交通関係事務を産業振興課渡船係から総務課総務交通班に移し、総務課企画班の観光係を産業振興課の水産商工班に組織改編いたしております。また、長崎県から派遣されていた水産関係技師の永井係長が2年間の赴任期間を終了し、代わりまして農業技術の専門職員である木下誠子さんが、これから政策監として小値賀町の農業振興にご尽力いただくことになりましたので、この場でご紹介をさせていただきます。小値賀会につきましては、去る5月15日に福岡小値賀会が、28日に県北小値賀会が開催され、このあと7月3日には関西で、10月2日には関東でも開催が予定されており、小値賀出身者との絆を一層深めていきたいと考えておりますので、議員各位のご出席もお

願い致します。選挙関係では、小値賀土地改良区総代選挙は無投票となりましたが、7月10日に参議院議員通常選挙が、8月4日に海区漁業調整委員会委員長一般選挙が予定されております。はまゆう新船建造につきましては、5月11日に伊勢志摩で進水式を終え、6月20日に披露・祝賀会を計画しておりまして、7月1日からの正式な就航を予定しております。地域おこし協力隊につきましては、27年度までに6名を採用し、引き続き新たな採用を予定しておりましたが、5月から面接を実施し、現在までに3名を採用し各部署に配置をしています。今後とも任期満了者に対する支援を通じ、小値賀町への定住を図っていきたいと思っております。

住民課関係では、国民健康保険事業について、国保運営協議会へ諮問した事項について、すべて承認の答申をいただいております。国民健康保険税の税率については、被保険者の課税所得が前年度と比べ増加したこともあり、税率は今年度は据え置くことにしております。

次に福祉事務所関係では、昨年10月から試験的に実施しておりました放課後児童クラブについて、4月1日から正式に開設しまして、議会、保護者、学校関係者をお招きして開設式を実施しております。5月末の登録児童数は27名で、一日当たりの利用者数は、放課後子ども教室と重なる月曜日を除けば平均18名程度となっております。今後は、子ども達の放課後における安心・安全を提供する事業として、保護者の方々に、更に信頼を得るよう努力していきたいと考えています。また、年金生活者等の支援策として、平成28年度に国が一人当たり3万円を支給する高齢者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請受付を開始し、5月末現在で408件、546名の申請があり、6月8日に第1回目として総額1,638万円を支給しました。また、例年4月4日に実施しておりました戦没者慰霊祭ですが、無宗教・献花方式による屋内での開催については、既にお知らせしておりましたが、開催日が決定しておりませんでした。先般、遺族会の意向も踏まえ、役場庁舎内で協議をいたしまして、気候が良い秋の開催で、覚えやすい日等を考慮して、世界平和記念日でもあります11月11日に開催することに決定いたしましたので、ここにご報告させていただきます。

次に産業振興課関係では、農林関係では、4月5日に開催された牛市では、平均価格が約75万円で、100万円を超える牛も出るなど好調な市が続いており、今後もこの状況が続くことを期待しています。また、情報通信技術と放牧の組合せによる畜産経営の省力化・低コスト化の実証事業であるスマート放牧事業につきましては、去年までで施設整備を終え、5月14日には関係諸機関の皆様をお迎えし、入牧式が行われましたが、一部調整が必要な部分があると聞いてはおりますが、ここまで事故もなく、概ね良好にスタートしていると感じております。また、松くい虫防除事業につきましては、当初の計画どおり6月1日

にヘリコプターによる薬剤の空中散布と地上散布を、6月3日には2回目の地上散布を実施し、6月18日には3回目の地上散布を予定しておりますが、改めまして、住民の皆様、関係諸機関の皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げます。

水産関係では、4月18日に瀬戸内海区水産研究所から藻場・干潟の専門家を招いて、天然のアマモ場や過去に設置したアマモシートの状況について調査を行いました。発芽するために淡水の流れ込みが必要なことや、高水温が生育の制限要因になるため、詳細な水温調査を行う必要があることなど、アドバイスを頂いておりますので、今後更に調査を進めてまいります。それから磯、海士は、5月7日、5月20日にそれぞれ解禁され、海士は11日間の操業で、アワビ163kg、サザエ2,791kgの水揚げで、長らく厳しい状況が続いていますが、藻場の改善活動については引続き推進してまいります。また、ゴールデンウィーク明け頃から、本格的になってきた特産品のイサキの夜釣りは、まずまずの状況と聞いております。今月から来月にかけて盛漁期を迎えますので、豊漁を期待しているところでございます。

観光関係では、第15回を迎えた「長崎おぢか国際音楽祭」が開催されております。ピアノ、バイオリン、チェロの各アカデミーコースに合わせて24名の受講がありました。また、講師の青柳晋先生や受講生によるコンサートに、延べ400名を超える町民の方の入場があり、盛会裏に閉幕しています。関係者の皆様に感謝し、お礼を申し上げます。また、修学旅行の受入れでは、4月に発生した熊本地震の余震に対する不安から、奈良県生駒市の中学校160名がキャンセルになっておりますが、新規の学校でもあり、非常に残念ですが、アイランドツーリズム協会には、影響を最小限に抑える努力をお願いしたいと思っております。一方で、5月のゴールデンウィーク期間中は、たくさんの観光客が小値賀町を訪れており、アイランドツーリズム協会が保有している17台のレンタサイクルは、延べ貸出数が114台にのぼっております。また、これはお知らせでございますが、佐世保市の鹿子前にある環境省の九十九島ビジターセンターにおいて、7月16日から12月11日までの期間、「みぢかなおぢか展－魅力あふれる17の島」と題して、小値賀町の自然や文化に関する企画展示が行われる予定になっております。

建設課関係では、教育委員会からの業務依頼を受け、総合運動公園グラウンド改修工事の入札を行い、5月30日付で仮契約を結んでいますので、本契約に向け、締結案件を本議会にご提案しています。これから、野崎島ビジターセンター建設工事及び神官屋敷改修工事に着手し、本格的な野崎島の環境整備に取りかかります。

教育委員会関係では、学校関係で、昨年度から実施しております小中学校の学校給食についての平成27年度の運営状況等ですが、未納者も無く、食材の仕

入れも問題なく行われ、順調に運営されております。また、全国学力・学習状況調査と長崎県学力調査が別紙日程で実施されております。社会体育関係では、総合グラウンド改修工事とテニスコート人工芝張替工事の入札が終了し、業者が選定されて、間もなく工事が始まります。

診療所関係では、田中所長が病氣療養中でありまして、今月末まで病氣休暇をとられており、町民の皆様にはご心配とご迷惑をおかけいたしておりますが、田中所長の一日も早いご快復を、心よりお祈りいたしているところでございますが、先日、ご本人から連絡がありまして、7月から職場復帰との連絡を受けております。現在医師1名での診療体制が続いておりますが、医師の体調管理のため、ながさき地域医療人材支援センターを通じて代診医師の派遣をいただいております。先月には事務長と一緒に江崎院長を訪問し、健診応援などのお願いをしてまいりましたが、お蔭様で現在行われている特定健診では、長崎医療センターの医師7名、長崎大学病院の医師1名による応援を受けて、滞りなく健診を実施しておりますが、今後も関係機関のご協力をいただきながら、常勤医師2名に戻るまで、診療に支障をきたさないように努めてまいります。また本年度も、研修医受け入れも7施設から27名の受け入れが決定しており、常勤医師の負担軽減が図られるものと考えております。健康管理センターでは、5月に特定健診の事前採血を行い、受診者676名で、6月10日より本健診を実施しておりますが、最近の疾病の重篤化を防ぐためにも、町民各位の積極的な受診をこの場をお借りしまして、お願い申し上げたいと思います。

なお、議案関係につきましては、一般会計補正予算のほか、議案6件、報告案件2件をご提案しております。それぞれ、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、提案の理由につきましては、その都度ご説明いたしますが、詳細については担当から補足説明をいたさせますので、よろしくお祈りを申し上げます。

以上、前定例会以降、本定例会までの町政の重要事項について主なものをご報告し、行政報告を終わります。

**議長（立石隆教）** 以上で行政報告を終わります。

#### **日程第4、一般質問を行います。**

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

1番・今田光弘議員

**1番（今田光弘）** イノシシ対策について町長に伺います。

小値賀町では、平成25年度からワイヤーメッシュの設置が始まり、罾やハンターによる捕獲も始めていますが、それにも関わらず、最近イノシシの生息数は増えているように感じます。このままイノシシが増えてしまうととんでもな

いことになると、農家の危機意識というのはかなり強く、被害に対する不安が大きくなっています。また、現在好調である牛の繁殖農家にとっても、口蹄疫はイノシシからも感染する可能性もあると言われており、非常に不安を感じているようです。一方、通学路や生活道路においても、子どもたちやお年寄りがイノシシと遭遇する可能性も決して低くないと思われ、不安を感じています。それでも、現実、まだ生息数はそう多くはないのではないかとということから、町の対応がどうも甘く、あまり危機感を抱いていないように感じます。平成 27 年の 5 月、昨年ですが、長崎県が出した第 2 種特定鳥獣管理計画を基に動いていると思いますが、むしろある程度イノシシの数が増えるまで傍観しているのではないかと、本腰を入れて対策を考えているのか、疑問を感じざるを得ない状況です。増えすぎて対策が後手後手に回ってしまわないよう、もっと積極的に動けないのかと思います。

そこでまず質問 1 つ目。今まで行ってきたイノシシ対策に対し、町はその現状を正しく把握しているか。また、実質的な効果が上がっているのか。それをどのように評価しているのかを伺います。

2 つ目。イノシシに対しての被害対策としての管理方法は、一般的には圍場への侵入を防ぐ防護対策、餌場や隠れ場所を減らす棲み分け対策、その 2 つを同時に行いながら捕獲対策を積極的に進めることが重要だと言われています。今後、小値賀町においてそれぞれどのような対策を取ろうと考えているのか、具体的に伺います。

そして 3 つ目。4 年前になりますが、平成 24 年第 3 回定例会において、ここにいらっしゃいますが、宮崎良保議員の「イノシシの生息場所が分かっているのだから、思い切った捕獲対策をしなければいけない」という質問に対し、西町長は、「1 頭に 10 万でも 20 万でも出して捕ってもらいたいというのが行政の本音だ」と答えているのが議事録に残っています。これに対し、現在の捕獲報奨金は 1 万 8,000 円だと思います。10 万円 20 万円と大きな差があります。色々な建て前、色々な状況もあるとは思いますが、この際本音で、思い切って高くして、捕獲を積極的に進める。そういう考えはないか伺います。

以上 3 点、質問です。

再質問がありましたら、質問者席にて行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

現状把握につきましては、農作物被害の軽減を目的にしました防護対策、それから棲み分け対策、捕獲対策の 3 対策を進めております。具体的に申し上げますと、防護柵、ワイヤーメッシュの設置の推進のほか、電気牧柵の貸し出しや鳥獣被害対策協議会を通じた罠免許取得の講習会の開催、それから取得費用

及び保険料の助成、罾の購入費の助成等を行ってきております。また 27 年 7 月からは、日頃、地区で見廻りをしにくい場所を中心に活動します防護柵見廻り隊 2 名を町で雇用し、ワイヤーメッシュの見廻りや補修、除草等を行っております。それに対する評価ということでございますが、捕獲が始まってから過去 3 年の実績としましては、捕獲頭数は平成 25 年度が 19 頭、26 年度は 53 頭、27 年度、去年ですけれども、罾での捕獲 56 頭のほか、猟犬、猟銃による捕獲が 2 頭で、年々、捕獲頭数としては増加しております。平成 25 年度 5 月末時点で申しますと 15 頭ということで、平成 27 年度の同時期と比べますと実績が 1 頭でございますので、非常に増えているというのが現状でございます。また一方、イノシシによる農業被害額につきましては 25 年度が 220 万円、26 年度が 189 万 7,000 円、平成 27 年度、去年は 178 万 8,000 円で、被害が減ってはいないのでしょけれども、横這い状態という状況になって、ある程度の被害が出ております。このイノシシが増加傾向にある中で、農業被害額については防護柵等設置の効果が認められるものの、生息数を考慮しますと捕獲対策は十分ではないと、私自身もそう考えております。また、今年度以降の圃場への侵入を防ぐ防護対策と、それから餌場や隠れ場所を減らす棲み分け対策、それから捕獲対策についてということでございますが、防護対策につきましては、引き続きワイヤーメッシュや電気柵の設置を推進してまいりたいと思っております。また棲み分け対策につきましては、餌場、棲み家、隠れ場所、それから通り道を無くすことが重要であることから、イノシシの餌になるようなものを圃場、農場に残さないことや耕作放棄地の解消が重要になると考えておりますので、今後、活用できる耕作放棄地への放牧等を進めてまいりたいと考えております。先ほどから申し上げますように、このイノシシ対策でございますけれども、何よりも集落での取り組みが重要であると考えております。今後も農業被害や生活被害等も、おっしゃるとおり想定されることから、集落点検とか研修会等を通じまして地域全体での対策の重要性を共有していただきまして、捕獲対策も含め、各地区での鳥獣被害対策の構築を含めまして、鳥獣被害防止協議会とか猟友会、鳥獣被害対策実施隊と関係機関も多くございますので、地区及び行政が連携しまして、被害の抑制を図ってまいりたいと考えております。最後にありました捕獲報奨金の話ですけれども、話の行きがかり上の話だったと思っておりますけれども、これが 1,000 頭になりますと 10 万円払うと 1 億という莫大な数字になりますので、それはもう話の話だということでご理解をいただきたいと思っておりますが、現在、小値賀町の報奨金としましては、成獣 1 頭当たり 1 万 8,000 円でございます。27 年度時点で申し上げますと、県内では一番高額でございます。だから別にケチってるわけではないわけですが、何をさておいても、個人が捕獲をするということではなくて、全体的に考えてこのイノシシ対策をやらなければいけ

ないんじゃないかということで、現時点ではこの報奨金の増額は考えておりませんので、今後は是非、各集落での対策を強化していただきたいと思っていますところでございます。答弁漏れがありましたらご指摘いただきたいと思います。

**議長（立石隆教）** 今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** もう少し金額を上げて積極的に進める気持ちでいらっしゃるのかなと思ったのですが、とても残念です。ただ、確かに県内で高いというのは事実ですが、例えばイノシシの大きさ、小さいイノシシあるいは大きいイノシシに分けて、結果的に体重になるかもしれませんが、もう少しアップして、捕る人のやる気になるというか、モチベーションを上げるための 1 つの手段ではないかと思います。先ほど町長がおっしゃった、緩衝地帯というか棲み分けのために、特に大事なのが地元の集落で取り組みということで、確かに畑に残ってる野菜の残滓ですとか生ごみ、それがかなり餌になってしまってるというのは事実だと思いますので、こういう住民の無意識の中での誘引については、町のほうも積極的に啓蒙していただいて、なるべくとにかく減らす方向にしていきたいと思っています。第 4 次小値賀町の総合計画、現在、生きている総合計画ですが、この中に棲み分け対策と防護対策を兼ねたヤギの活用による緩衝地帯を整備するというのがありました。現在、何年か前に小値賀から出荷されたヤギが、南島原のほうでは実際にイノシシ避けになっているということで、成果が上がっていると伺います。それなら小値賀でももう少しヤギを活用、さっき町長は牛ということをおっしゃいましたが、ヤギを活用して緩衝地帯、バッファゾーンを作るというのは、1 つのかなり強い手ではないかなと思いますが、いかがお考えでしょうか。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** まず補助金のこととちょっと申し上げたいんですけども、これは途中から少し補助基準を上げまして、お腹の中にウリ坊が居た時にも報償金を出すようにしております。その点は他所の町よりは随分進んでるんじゃないかなと思っております。これは捕った方の意見が強かったんだと思いますけども、これが外に出たらまた大変なことになるというご指摘でしたんで、「それもそうだ」ということになりまして、今、ウリ坊については 1 頭につき 1,000 円を追加しているそうでございます。それがまあ、今、皆さん笑いましたんで、少ないのかなという気がしますが、それは担当のほうともまた…。あ、そういうこととございますけども、幼獣とかウリ坊につきましては、私が言った 1 頭当たり 1,000 円というのは国庫補助でございまして、金額につきましては 1 万 1,000 円。それは腹の中に入った分じゃなくて出た分ですね。それは 1 万 1,000 円お支払いをしているそうでございます。さっき 1,000 円と言ったのは腹の中におった場合ですね、それは 1,000 円ということになっており

ますので、金額につきましては担当のほうとも相談をさせていただきたいと思  
います。それからヤギの件がございました。これは確かにですね、何年前、  
一所懸命になって捕獲をして、長崎県内の町村に配達して回ったことがござい  
ます。その時は新聞報道もされましたけども、それなりの効果はあると思いま  
す。そういうことで、うちのほうもヤギ牧場というのを実は唐見崎の地区に作  
って、ヤギを20頭ぐらいだっただと思えますけど、入れて繁殖を図ってみたん  
ですけど、これがうまくいっておりません。その原因が、どうも産まれたらカラ  
スからやられてるのかなというのが担当の話でございすけども、増頭をする計  
画で、そのヤギ牧場なるものを県の補助を入れてやったわけですけども、うま  
くいっておりませんので、この内容についても当然、検討する必要があるとい  
うことで、まだ離島のほうに少し残っているという話も聞いております。それ  
をまた活用するかどうか。こういうことで、ヤギが増えない、増やすことが出  
来なければ、他所に出す段じゃないという考えも出来るわけですし、そこら辺  
も今後、検討させていただきたいと思えます。

**議長（立石隆教）** 今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** 唐見崎にヤギ牧場、ヤギステーションがあるというのは認  
識しているんですが、中々増えないということで、例えばですが、唐見崎の成  
育条件が悪いんだとすれば、もともといた島、おそらく藪呂木とか平島とかた  
くさん連れてきたんじゃないかと思うんですが、そういう所に一旦戻して、逆  
にそこで増やして、また連れて帰ると、費用はかかりますが、そういうやり方  
も出来るんじゃないかと思えますが、いかがお考えでしょうか。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 確かに手間はかかるんですけども、せっかく一所懸命捕ま  
えてきたのをまた持ってって放すのかということも問題だと思えますけども、場  
所をちょっと検討してですね、ただ、いっぱいいた時には皆で守ってたかもし  
れないんですね。それが数が少なくなると、また戻るかということもあります  
んで、そこら辺をプロの意見を聞きながらやる必要があるのかなと思ってお  
ります。そういうことで、私たちも出来るだけ、需要は大きいわけですから、ヤ  
ギに頑張ってもらうような方策を取る必要があると思っておりますので、もう  
少し検討をさせていただければと思っております。

**議長（立石隆教）** 今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** ヤギについては分かりました。ワイヤーメッシュについて  
ですが、現在、ワイヤーメッシュがあつて、そこを見廻り隊が一所懸命草を枯  
らしたり払ったりして、努力されているようですが、3月のイノシシの専門家の  
話では、垂直跳びでも、本当に極端に言えば1.2mぐらい飛んでしまう、超えて  
しまうという話もありました。確かに場所的に困難な場所もありますが、もう

少し有効的なものを設置する、あるいは設置するためにもう少し、まあ今、緩衝地帯のような感じでワイヤーメッシュから少し草を払ってますが、その草払いをもう少し広げるとか、あるいは本当に将来的なことを考えると、大きく道のようなものを作ってしまって、そこを緩衝地帯のようなものにする、そういったことも、将来的なことを考えると今から、お金がかかることですが、少しずつやっていっていいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） この見廻り隊も 2 人でやると、今度、町のほうが雇いましたら各集落のほうあまり相手をしないという、本当に困った状況が出て来ておりますので、先程からしつこく言っているのは、皆さんで守っていただきたいということでございますので、これを広げるということは各集落が納得していただければ、集落の人たちの力で広げていただければなと思っております。ワイヤーメッシュを高くするというのは、費用対効果からすると、もう全然、低いなりでもなるべく張った方が効果は確かにあるはずでございますので、もう少し、まだワイヤーメッシュが不足しているという現場の声のようでございますので、今までどおりの高さのワイヤーメッシュで、そして場所によっては電気柵の設置を推進しながら対応をしていきたいと思っております。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） ワイヤーメッシュもある程度役に立っているとは思っているので、もう少しきっちり、出来ない所は電気柵にするとか、強化していただきたいと思うんですが、それよりも、多分、ご存知だと思うんですが、対馬では一旦、イノシシが全島からいなくなったと、駆除をしたという話があります。しかもそれが江戸時代、その話が本当かどうか分かりませんが、それがその後百数十年間はいなかったということがあるぐらい、その気になれば全島駆除が出来るのではないかと、素人ながら思います。例えば、海の藻場再生となると、原因ははっきりしたことが分からないこともありますし、小値賀町だけが一所懸命がんばっても、多分、藻場再生に繋がるというのは中々困難だと思うんですが、ここ小値賀町という小さな島で、本当にその気になったら一旦、イノシシを全部やっつけてしまうと、全頭捕獲というのは決して、絶対に無理ということではないと思います。専門家から言わせると、全部いなくなってもまた泳いで来てしまうと、確かにそういうことはあるのかもしれませんが、短期的にワイヤーメッシュや防護柵で防ぐのはいいんですが、やはり長期的に考えると一度全部駆除をして、元通りというか、イノシシのいない島に出来るんじゃないかと思うんですが、その辺の意気込みというか、将来に向かって町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

**町長（西 浩三）** 今田議員言われたように、対馬ではイノシシを退治したという事実があるというふうに対馬の市長さんから聞いておりますので、間違いないと思いますけども、ただ、これは江戸時代かそこら辺の話だと思うんですけども、人を駆り出して皆で追い立てて、おそらく捕まえたものだと思います。そういうことが現実的に小値賀で出来るのかということについては、疑問だかなと思いますよ。そういうことで、ある程度ワイヤーメッシュで囲ってしまって、その中のイノシシを捕獲をするというのが最初からの計画でしたんで、私個人とすれば少し疑問は持ってたんですけども、まだワイヤーメッシュが完全に囲ってしまっていないということのようでございますので、それを急いで、そして皆さんの協力でその中を1つ1つ潰していくしかないんじゃないかと。結局はエリアが広ければ、追い立ててもまたそっちに逃げるだけだということで、こんな小さな島ですけども何十平方キロもあるわけですので、中々、追い立ててイノシシを退治してしまうというのは難しいと思いますので、出来るだけ捕獲作戦をやりまして、さっきから言います3つの、防護対策とか棲み分け対策、それから捕獲対策のこの3つの対策を進めてやっていくしか道はないんじゃないかと思っておりますので、だからさっきから言いますように、住民の皆さんのお力添えがなければこの仕事は先に進まないと思っております。最初、発生した頃から「早めに叩け」ということでやってたんですけども、はっきり言いますが、その考えは失敗をしております。そういうことで、頭数についても何百頭とかいう話になっておりますので、総合的な対策によって頭数を減らすしか、今のところ手立てはないのかなというのが、個人的見解も含めてそう思っております。担当課のほうは反論もあるかもしれませんが、もうちょっと遅きに失してるんじゃないかと。だから方法を少し変えんばいかんじゃないかと、私個人は考えております。だからせっかくご意見が出ましたんで、担当ともしっかり話をして、方針を決めさせていただきたいと思っております。

**議長（立石隆教）** 今田議員

**1番（今田光弘）** 本当にワイヤーメッシュが閉鎖的というか、囲むことでその中のイノシシ捕獲することは困難だと思いますが絶対出来ないということではないと思いますし、その対馬の例も、陶山さんという方のようですが、対馬を9つに分けて1年かけて、あの大きな対馬を9つに分けてということは、1つのブロックというのはかなり広いと思うんですが、それを現実やって数万頭捕ってる。多分それは燃やしてしまったりとか色んなことがあったんだと思いますが、決して絶対に出来ないということではないんで、ワイヤーメッシュの範囲ごとでいいので本当に一所懸命やっていただきたいと。そういう気持ちを是非、町民の皆さん、農家の皆さんにも伝えていただきたいと。先ほども言いましたように、繰り返しますが、町民の何気ない普段の暮らしが、イノシシが

来る誘引となっている可能性もあるので、その辺の周知徹底というか、啓蒙ですね、それを是非お願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（立石隆教）** これで今田光弘議員の一般質問を終わります。

続いて、6番・横山弘藏議員

**6番（横山弘藏）** 私は、国境離島新法成立後の対応について質問します。

本年4月8日、衆議院本会議において、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に関わる地域社会の維持に関する特別処置法案が全会一致で可決しました。続いて20日には、参議院本会議で賛成多数により可決されました。この法案の成立を長年切に願っていた国境離島の関係自治体は、先程の町長の行政報告でも言われた、この上ない喜びであると、そういったことであります。またこの新法に大きな期待を抱いているところでもあります。この新法は、尖閣諸島における中国などの海洋進出をにらみ、小値賀島のような国境海域にある有人離島を領海、排他的経済水域を維持する拠点と位置付け、国境離島の無人化を防ぐのが主な目的とされています。人口減少が止まらない離島を居住環境の整備を特に必要とする特定有人国境離島地域に指定、船の運賃を下げることや働く場の拡充、当町でも問題になっている漁業経営の安定化、島の生活に必要な物資の負担の軽減など、島の振興対策に国が財政支援を行うことになっています。この新法に謳われている基本方針に沿って、関係自治体はそれぞれに振興策のアイデアを出し、計画を定めるよう努力しなければならないとされています。

そこで町長に、まずこの新法をしっかりと活用する上で、小値賀町の基本的な振興策をどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、国境離島新法を活用するに当たり、関係自治体の振興策は8月ごろまでに県が取りまとめることになっていますが、これに対して町長はどのような協議、計画を進めているのか伺います。

最後に、国境離島新法で強く求められているのは、国境離島の人口減少をくい止めることであります。この問題についても、どのような具体的な対策を取るのか、考えを伺います。

なお、再質問は質問席にて行います。

**議長（立石隆教）** 町長

**町長（西 浩三）** 横山議員の国境離島新法成立後の対応について、という一般質問にお答えいたします。

少し長くなりますので、ご容赦をお願いしたいと思います。

国境離島新法の成立までの経過につきましてはご案内のとおりでございますので、まず国境離島新法を活用した町の基本的な振興策をどのように考えてい

るのかというご質問でございます。私は総合戦略にも上げましたように、町の急激な人口減少に歯止めをかける、その対策が急務だと考えております。本土と遠く離れた外海離島であるこの小値賀町におきましては、ある程度、殆どの事業につきまして、島内で完結する必要がありますし、一定人口が島に住んでいないと地域経済が回らない、色々な職種が島内で成り立たない、という住みづらい環境になってしまうという特殊な事情があると考えております。国境離島新法の中では、ご案内のように運賃の低廉化、それから交流人口の増加とか物流コストの削減とか、安定的な漁業経営といった多くの事項が含まれているのは間違いないところでございます。この小値賀町におきましては、第1次産業である農業、漁業が基幹産業でございますので、やはりこの分野の振興を第一にと考えておりますが、従来から小値賀町ではほとんど自営業としての農家、漁家という形態できております。これからは第1次産業あるいは他の産業と連携した形で、雇用の仕事の創設に取り組んで行く必要があると思います。国は、ご案内のように、まち・ひと・しごと創生に力を入れておりますが、雇用の場の創生、これが人口減少対策の一番の対策ではないかと思っているところであります。本来であれば民間の手で、所謂、新規事業として起業、業を起こしていただきたいのですが、中々すぐには出来ないのが現状でございます。そういうことで、民間がやらないならやらないということで、実質上の第3セクターであります担い手公社を活用しまして、雇用の事業展開を、これまで思い切って進めてまいりました。これまでは色々なご意見もご批判もお伺いをしましたが、ここ5年間で14名から少しずつ増名をしまして、研修生も含めると約30名の雇用の場を確保することが出来ておりますので、一定の効果があつたと思っておりますし、この担い手公社から独立して新しい事業を起こす人が誕生するのが私の夢でもあります。またもう1つ、定住促進策としましては、地域おこし協力隊も活躍をしておりますし、現在、任期が切れても自営の道を目指している方もおられます。こういう方の支援を強化していくことで、小値賀町に住み続けることができ、将来的には人口減少の歯止めにもなると思っているところであります。それと同時に、観光客がここ数年増加傾向にあること、また長崎の教会群の登録の動きなどから、観光振興にも同様に力を入れていく必要があるかと思っております。そういう面で、現在のNPOであります小値賀IT協会も雇用の団体でありますので、これからは基盤をしっかりとするためにも一日も早い法人化を私どもとしては望んでいるところでございます。また、野崎島の活用を図るために、先ほど行政報告でも申し上げましたが、野崎の環境整備を進めておりますが、当然のこととして、雇用の場が生まれてくるものと思っております。

以上、何点か施策を申し上げましたが、殆どの事業が小値賀町総合計画、そ

れから総合戦略に掲げてある事業で、新鮮味に欠ける部分があるかもしれませんが、人口減少や雇用の場の不足は今に始まったことではありません。やれることから出来るだけスピード感を持って事業を展開していきたいと思っているところでございます。議会のほうでも特別委員会を設置していただいているところですので、どうぞ色々なご意見、ご提案をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

(周り「最後まで言ってください」)

**町長(西 浩三)** 失礼しました。いっぱいあったんで、どこまで言ったかなと思ひまして。

2点目のご質問の、県との協議の状況でございます。ご案内のように、法律の中では国の責務のほか、第10条で都道府県の計画として、長崎県であれば予め該当各市や町の意見を聞いた上で、長崎県が計画を策定するというようになっております。これは町が計画を策定する仕組みにはなっておりませんが、法律の成立を受けまして、県の地域づくり推進課と県の各振興局が中心となりまして、各市や町と協議を始めておりますが、まだまだこれからというところでございます。そう言いますのも、特に、法律は成立をしておりますけれども、国の担当部局が内閣官房総合海洋政策本部というところが担当部署だと聞いておりますが、総理大臣が決めるとされております基本方針、それから各省庁が決める補助要綱など具体的な中身につきましてはこれから策定していくという状況の中で、6月中旬に県のほうから総括的な意見を聴収しますよ、というスケジュールが示されておりますので、このことに関しましては、法律は来年の4月1日から施行されることになっておりますので、ただ国の予算につきましては新年度予算の概算要求時期が8月でございます。そういうことで、予算要求に合わせて県のほうが計画書を作ることになっております。それで現在はとり急いで事業の洗い出しをやっているところでございます。特に県の話では、意識している点と申しますと、雇用であれ自営業であれ、就業の場の創設を考えていると聞いておりますので、小値賀町としましても、先程申しましたように同様な考えでおります。

人口減少をくい止める対策ということで、最後にお尋ねがあったかと思ひますけれども、行政として議会も一緒になって、今まで離島振興法を使いまして60年間に亘り各種の離島振興策を実施してまいりましたが、町の人口は戦後のピーク時から一貫して減少してまいりました。この問題は大変難しい問題でございますが、人口減少対策として2つあるかと思ひます。1つは小値賀に住みたい、来たいという、そういう状況を作ること。もう1つは小値賀で一生、生活を続けていけるような環境を作る、そのことも必要だと考えております。そこで、「小値賀に来たい、住みたい」ということに関しましては、子育て環境の充実

や医療環境の整備、交通アクセスの充実などを地道に進めていくことが必要で、平成28年度には思い切って子ども園の保育料の軽減等を実施したところでございます。もう1つの「小値賀で生活し続ける環境」ということでは、まず仕事を作るということ、それから住む場所をつくるということ。仕事につきましては、先程申し上げました農業、水産業、それに関連した加工業の振興策に取り組む必要がございます。住む所を作るということに関しましては、今、全国でも話題になっております空き家の問題と絡めまして、空き家バンク事業の推進、それから空き家改修を推進しまして、Iターン、Uターンの受け入れ態勢の整備を図っていくこととしております。先ほど観光客が増加傾向にあると申し上げましたが、町外の方々のご意見等から受け入れ態勢の整備が必要であるというふうに考えております。いつも申し上げていることではございますが、小値賀町が生き残っていくためには、不便になった交通機関の整備も必要ですし、宿泊施設、食堂等の整備も当然、必要と考えておりますけども、相手もおることではございまして航路の整備が先に進まずに、町民の皆さまのご要望に応えることが出来ずに大変申し訳なく思っております。そのような中で宿泊施設につきましては、福岡小値賀会の皆さんを中心に「小値賀にホテルを」という動きがあり、町内では既にホテルが出来るといふ噂が広がっていると聞いております。ただ、この計画はまだ始まったばかりで、あまり確定したことはありませんが、小値賀町としての関わり方については、この機会を利用して申し上げたいと思っております。まず町民の方、特に現在、宿泊施設を運営している方の心配といえますか、懸念にお答えしなければならないのですけれども、現在までに具体的なこと、例えば部屋の数をどのくらいにするのかとか、経営はどこがするのか、それから採算の見通しは立つのか、どこに建設するのかとか、色々なこと殆どがこれからという状況でございます。町長としての立場は、既存の業者の皆さんへの影響を極力減らしたいと考えておりますが、夕食の提供ができないとか朝早くや日曜日の食堂が開設されていない等の観光客や小値賀出郷者の皆さんの要望や苦情にも対応し、観光業を次の産業として振興していくためには、それらの要望に応える必要があるというふうにも思っております。しかし、先に申し上げましたように、既存の業者の業界もございまして、小値賀町が先頭に立って既存の旅館や民宿、民泊を潰すようなことで建設を進める立場にはないと考えております。しかし、そうかと言いましても何もしないわけにはいかないのも当然でございますので、主体は民間で、不足する部分は小値賀町でという基本方針でこの事業に対応して、1日も早い実現に向けまして、出来るだけの支援、協力をしてまいりたいと考えております。

この国境離島新法は10年間の時限立法でございまして、議員提案の法律でもありまして、国の準備不足の感じがいたします。これから長崎県との協議も進

むと思いますので、県のほうでも国の基本方針が示されていない中での計画策定という苦しい立場にあるようで、中々、具体的な方針を決めかねているようでございます。小値賀町としましては、この際、問題点を指摘しながら小値賀町に限定される政策、例えば航路の増便や飛行場の利活用等も考慮に入れた計画を作成していきたいと考えておりますが、先程申し上げましたように、議会等でも特別委員会でもご提案があればお願いをいたしたいし、また佐世保市とも協議をしながら小値賀町の地域振興策を進めていきたいと考えております。

ちょっと長くなりすぎましたが、以上でございます。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** もう再質問をしなくていいような、パーフェクトな答弁をいただきまして、それでもやっぱりいくらか具体的なところで、ちょっと再質問をしてみたいと思います。最近の、今、県議会が開催されておりますけども、その中でこの国境離島新法について、県議のほうから知事に質問が出ております。その答弁書を読んでみると、「国家的な役割を担い続けていくためには、そこに人が住み続け、安定した暮らしを送り、経済活動を継続していくことが重要である。国が定める基本方針に基づき、具体的な成果が期待できるよう県の計画を策定し、島の人口減少に歯止めを掛けられるよう全力で取り組んでいく」。このように知事は述べております。また、「離島振興を県の最重要課題と捉え、云々」ということも書いております。県もこの国境離島新法には大きな期待をしているというのが伺えると思います。そこで、今、町長の答弁でありましたように、町長もやはり、何度も人口減少の問題を取り上げておりました。町長の答弁のとおり、色んな政策がたくさんあります。それを1つ1つ私が評価しても始まりませんので、ただ、私もそのように色んな政策を実行しながら一步一步進んでいくのがいいのかなと思っております。ところで次の、この国境離島新法を活用するに当たって、それをそういうプロセスを経て、しっかりした計画なりを立てていくための、小値賀町における協議のあり方ですね、これに対しては私は少し物足りなさを感じております。例えば、壱岐市を例にとってみると、国境離島新法成立後にですね、もう各関係団体を集めて施策の提案を取り付けております。その団体は漁協、農協、商工会、観光協会、それから酒造組合、まあ関係ある団体と思いますが、こういった民間の団体を集めて、この新法をいかに活用するかということを立て上げております。そして、それをまた市庁内の各担当の課長がそれを協議して、それを掘り下げておるようであります。だから今、この時点で行っている政策だけでも27点余りが上がっております。そういった意味において、小値賀町はこの新法についてどのような取り組みを行われているのか、それをもう少し具体的に聞きたいと思いましたがけれども、それはいかがなものかと思っております。それで、小値賀町のこの法律に関する

る期成会の会長であった漁協の伊藤組合長とも話をしましたけれども、一緒に東京には伊藤組合長とも陳情に行きましたけども、この新法が成立後に役場のほうからは何も相談なり話がないということをおっしゃっていました。この辺、町長は今後、町民の希望なりを聞き入れてですね、より良い政策、振興策を練り上げていくためのことを進めてほしいと思いますが、この辺について町長の答弁をお願いします。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 県の知事の答弁書は私も見ておりますけども、はっきり言いまして具体策は示されておられません。それは先程から私が何回もしつこく言ってますように、まず国の方針が示されてないというのが最大の原因だと思います。長崎県も今、一所懸命やろうとはしてるんですけども、中々仕事が先に進んでおりませんで、小値賀町も全く同様でございます。そういうことで、先程も答えの中に入りましたけども、ヒアリングをしたいということがきております。でもそれも今日の時点で、県のヒアリングは延期になったというような話でございます。だから県のほうもまだ、国の方針が出ないものですから、決めかねているという状況のようでございますんで、時間が少しできましたんで、球出しと、さっき表現をしましたが、この法律を使って何が出来るのか、それを洗い出しを始める必要があるかと思っております。先ほど言いましたように、総合計画、それから総合戦略、この場合も各種団体の皆さんにお集まりをいただいて、一緒に作っております。だからそれに当てはまるものを国境離島新法に入れるのかどうか、そこら辺のお話も当然、する必要があろうかと思っておりますが、とにかくもう時間切れで、何日までにある程度出してくれとかいうことで、課内での協議も出来ないような状態のスケジュールになっておりました。ただ、先程言いましたように、今日の時点で国で県からのヒアリングが延びたんじゃないかと思っておりますけども、とりあえず延ばすということだけが連絡があったようでございます。そういうことで、我々としても色々なことを各課に出してくれということをお願いしてはおりますけども、役場の意見はもちろんですけども、県のほうも小値賀町のことを考えてくれてまして、それぞれの振興局で、それも各部署で「こういうことが出来ないか」ということで協議をしてくれているようですけども、まだその情報につきましては断片的にしか流れてきていないということで、小値賀独自のやつが出来るように、一回、組織を立ち上げるのがいいんじゃないかなという気がしておりますので、議会終了後、話しまして、その中で議会が入るのか入らないのかも含めてですね、検討させていただきたいと思っております。

**議長（立石隆教）** 横山 議員

**6番（横山弘藏）** 中々、国のほうも熊本の地震とか、それから消費税を上げな

いこととかですね、財政的にも色々問題が生じているようでありますので、そういうことも少しは関係しているかと思えます。しかし、各、全国の国境離島の自治体はこの法案を長年切望していたわけであります。そして今回、谷川弥一代議員とか金子代議員の強い働きかけでやっと成立し、その関係自治体の町は、町長もさっき言いましたように、この上ない喜びということで、評価しております。そこで、国の都合で少しこういった活動が落ち着いているかもしれませんが、最終的にはとにかく来年4月から施行されることは間違いありません。そこで小値賀町も他町に遅れを取らないように、今、先程、町長も「組織を立ち上げる」ということを言うておりますけども、そういうこともスピード感を持って取り組んでほしいと思えます。そして議会もですね、特別委員会を設けて1回の会合を開き、町の素案をもとに議論をしたところであります。これからも1つ1つそういうのを洗い流しながら、ちゃんとした振興策を練りたいと私は考えております。そういうところでですね、雇用を創出する、これは人口減少をくい止めるためにも、国も強く言ってるわけでありますが、この雇用の場を設けるということに対してですね、例えば漁協の定置網の修繕とか、新たな設置をするとか、そういうことをよく漁協の関係者から聞くんですけども、こういったことも町長は考えているか、その辺、どうでしょうか。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 聞かれたことだけ答えたいと思えますけど、漁協からそういう話は来ておりません。そういうことで、漁協のほうも、ただやりたいことだけ我々に言われても困ると。「網だけ替えたい」とか、それはもう出来ませんよという話で、それから先、ひとつも進まないのが現状ですけども、これも「出来るりたい」という、「何もやらなくても出来るたい」という考えでいるんじゃないかと、ちょっと心配をしております。それでちょっとハッパかけてるんですけども、言われるように定置をもう少し拡大したらどうかという意見も、県も我々も持ってるんですけども、本体が動かなければどうしようもありませんので、それはもう経営者の感覚ですんで、我々が押し付けるわけにもいきませんので、まあそういう状態ですけども、確かに定置を広げれば雇用の場は増えますし、それから今、国のほうで一所懸命やってますリース事業等を取り入れれば、町外からの漁業従事者も増えるのではないかというふうには考えておりますけども、今のところ今度の総会の議案には上がってないんじゃないかなと、そういう気がしておりますで、中々、他所の団体のことでもありまして言いにくいんですけども、今のままじゃ先に進まんよというのが現実で、これは組合長に直接、私が申し上げてることですので、この場で申し上げてるわけですけども、そういう状況でございますので、我々も、さっきから言いますように、あれにも載ってる、これにも載っていると、それを引っ張り出すのはも

のすごく簡単なんです。ただそれ以外にないかっちゅうことで、今、苦勞してるんですけども、ただ、まだ県のほうも本当に何も動けなくて、先程スケジュールを、県から示されたのを見たんですけども、内閣総理大臣の基本方針ですか、それは来年しか出ないという話なんです。だから皆さんが考えているように前には全然進んでませんので、遅れをとることは無いかと思えますけども、現実はその状況でございます。だから、先程も言いましたように、もう少し、我々も小値賀町独自の事業というのを興す必要があると思っておりますので、そういうのが本当に要望があれば、そういうのを是非入れて、県に…、「入れて」って言うのもうちが入れるわけではないもんですから、計画を作るのもう県と限られておりますので、県のほうに入れてもらうように努力をしてみたいと思います。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 今話を聞いているとですね、少し町の姿勢も待っているような感じも受けたのでありますけども、例えば新上五島地区のですね、五島漁業協同組合長会っちゅうのがあります、そこは5月に国境離島新法に関わる提案策っちゅうのをですね、ちゃんと作ってます。これは長崎での議会の、この新法における集会の時にいただいたんですけども、今日は中川課長がいませんのでですね、ちょっと言ってみたかったんですけども、こういった資料があるにも関わらず、町の「待っている」という姿勢もですね、どうかと思います。他町はこういった、積極的に組合長とかも集まって、こういう国境離島新法とかに関わる政策を提案したり協議したりしております。小値賀町もこういった積極的な対応を私は望みたいと思っております。そして、答弁の中で、「内閣総理大臣の基本方針がまだ定かではない」ということをおっしゃってますけども、今度通った国境離島新法の中には基本方針の中にちゃんと明記されておまして、これは町長も十分分かっていると思えますけども、一応、「基本方針には次に挙げる事項を定めるものとする」と言って、12ぐらいだら一つと並んでおります。そういった意味において、こういうのを基にしっかりした小値賀町の振興策を練り上げて、私は問題ないと思えますので、まあ町長もその方向でやっていくということですので、頑張って、議会も一緒に振興策を協議していきたいと思えます。それから最後に、国境離島新法で本当に強く求められているのは、国境離島の人口減少をくい止めることであると。これはこの法案の成立に命がけで取り組んだと言われております谷川先生も、新聞に載っております。この法案に対して、「人口減くい止めの第一歩である」と、そういうことを言ってですね、「国境離島新法が必要と思ったのは、人口減少が進む中で五島列島や壱岐、対馬を無人島にしてはならないとの強い危機感から、この新法を作るために死にもの狂いでやってきた」というふうに谷川先生はおっしゃってお

ります。そういった意味で、小値賀町もこのまま人口減少が続くと、色んな産業にも影響が出てくるし、学校の存続問題も出てくると思います。そういった意味において、この新法を最大限に活かす、そして少しでも人口減少をくい止める。そういった思いでこの法案を大いに活用してほしいと思っているところでもあります。町長はこの答弁の中でよく航路問題を気にしておりますけども、この航路の問題も中々、私が最初の第 1 回の一般質問でも取り上げておりますけども、色々な事情があって中々前進しないということはよく分かっております。佐世保市の、この新法に対して取り上げている振興策の中に、バリアフリーの根本的な対応が出来ない現状に対してですね、新しい船を造ってくれるようなことを要望するようになっております。そして新船の建造費に対しても 50%の補助を貰う制度を新設してほしいとかですね、減価償却分についても、事業者参入後も引き続き欠損補助として認める等、船舶の更新に取り組みやすい制度としていただきたいといったことを、この新法に対して取り上げております。この問題はですね、佐世保市だけの問題ではなく。小値賀町も全く同じ問題を抱えております。こういう共通した問題に関しては、佐世保市とも連携して県のほうに案を一緒に共同提出したり出来ないのか。その辺、町長はどう思いますか。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 佐世保市の要望書につきましては、もう小値賀町とはすり合わせをしております。そういうことで、いずれかの機会に県のほうにも行こうという話はしておりますけども、やり方がそれぞれ少し違うところもありまして、難しいから出来てないのは間違いないんですけども、例えば我々とすればですね、今ある法律を変えることが出来るのか、特別に認めてくれるのかとか、そういうところをやる時に、まだ基本的な詰めが、佐世保市と少し考え方が違うのかもしれませんが。それで、佐世保市には今度の例のマリンライナーの件で私言ったのは、「ようやく相手の会社のことが分かったんじゃないか」と言ったら、「よう分かった」という話は佐世保市のほうはしてます。だから我々がいくら言っても聞かないところは聞かないんだよと、そして行政に言っても行政の仕事じゃないと、今までずっと撥ねられてきてます。県に言っても、それは民間のあれだから民間がしてくださいというのが県のスタンスでありますんで、違う方向から突破を図らなければならないのかなという気がしています。それで佐世保は、先程、議員さんが言ったのは、我々も言ってるけど、それも 1 つの方法だなということなんです。そしてこの航路の問題についてはですね、ほかのところは乗って来ないんですよ、もう終わってるんで。五島にしても、壱岐にしても対馬にしても、あと 1 つ残ってるのがこの上五島航路だけなんです。そこら辺の訴えが中々難しいところがありまして、だから私たちも県知事

要望には毎年のようにこの航路問題の改善は上げてるんですけども、中々難しいと。バリアフリーひとつにしても、うちはバリアフリー化する時にターミナルの整備は過疎債を使ってやりますけど、佐世保は使えないと、そういう事情が違うところもあって、中々いかなかったんで、この前、過疎の協議会で佐世保市が出したいと、佐世保市にも過疎債を使わせてくれと、ターミナルの整備をするのは。「それは当たり前やろう」と、我々が過疎のところ、上五島も含めて使わせてもらうっちゃからと、私たちも賛成して、要望書の中に書き込んだ経緯もございます。だから佐世保とは意外と連携をしながらやれておりますんで、これも最終段階近くなったら、佐世保も今、試行錯誤しながら作ってるところですんで、ますます良いものが出来ればいいなと思っておりますんで。それで、先程、議員が言われたことで、これは後でお渡ししますけども、有人離島法関連の今後のスケジュールというのが、県のほうから来ております。それと、都道府県の第1回の連絡会議が東京で開催をされております。それによりますと、やっぱり私がさっき言いましたように、基本方針の原案策定は12月末から4月1日の相中に入ってます。来年度、今年では決してありません。だから基本方針はまだ出来てないのは間違いない。お分かりいただけますかね、そのあれは。だからこれが今から出て来ないと先に進まないということで、同時並行で概算要求は8月ぐらいまでにやらなければいけない。予算は来年の4月1日からの予算を使うんだと。でも法律の成立は来年の4月1日から。だからその前にしか基本方針は出来ませんよというのが国の考えのようです。だから、法律の中に書いてある方針はあるのは分かってますけども、国として総理大臣が作らなければならぬのはまだ出てないんです。だからそれでずっと計画が遅れるんじゃないかということで、それでもう1つ言わせていただければ、やるだけやりますけども、これは10年かかるわけですから、10年間の時限立法でございますんで、追加も出来るじゃないかと思っておりますんで、そこら辺も踏まえながら皆さんと協議を進めさせていただきたいと思っております。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 分かりました。どちらにしてもこの国境離島新法は、初めて今回、成立した法律であります。たくさん、地方創生のこととかですね、離島振興法とか色々ありますけども、この国境離島新法は、小値賀町とか五島とか壱岐とか対馬とかですね、そういった特殊な位置に位置する島の法律だと私は考えております。やっぱりこういう法律はしっかり活用して、小値賀町の今の問題をですね、少しでも解決していくように、役場も、それから議会も一緒になって取組んでまいりたいと思っております。最後になりますが、谷川弥一先生がですね、最後にこのように言っております。「新法で全てが解決すると思っている人もおるが、法律は道具に過ぎない。器は出来ても中に水を入れてもらわな

いと、この新法は死んでしまう。知恵を絞り、いきいきと動いてこの新法を活かしてほしい」ということを、新聞のインタビューで最後に締めくくっております。本当に、今日、傍聴に来ている婦人会の皆さんもですね、今、小値賀町の人口が少しずつ減って寂しくなっているというのは感じていると思います。今、賑やかなのはですね、小値賀こども園の保育料がタダになったもんだからですね、子どもがいっぱい増えて先生たちは右往左往しているということですが、これは嬉しいニュースであります。教育長はたまに視察には行っていると思いますが、いいですか？そういうことで、小値賀町はですね、たくさんの問題を抱えておりますので、町長の答弁も殆ど分かります。現状をですね、中々こういうことで簡単に、今まで何十年も積み重ねてきた問題がすぐに解決するとは私も思っておりません。しかし、指をくわえて見てもダメでありますので、ひとつずつ、一步ずつ、小値賀町のためにですね、人口が1人でも留まるように頑張ってもらいたいと思います。これで私の質問を終わります。町長の答弁はいいです。十分分かりました。

**議長（立石隆教）** 以上で、一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日6月18日から6月20日までの3日間は、休会とします。

なお、6月21日は、定刻の午前10時から開会します。

本日はご苦労さまでした。

— 午後 8 時 32 分 散会 —